

「2023 年に行くべき岩手プロモーション業務」

業務仕様書

令和 5 年 4 月

いわて観光キャンペーン推進協議会

業務仕様書

この「業務仕様書」は、いわて観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「2023年に行くべき岩手プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、協議会が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

2023年1月12日にニューヨーク・タイムズ紙電子版で発表された「2023年に行くべき52か所」に「盛岡」が選定されたことが国内外で大きな反響を呼んでいる中、この好機を最大限生かしたプロモーションを国内外で展開する必要がある。

このため、ニューヨーク・タイムズ紙を通じて盛岡に関心を持った訪日予定の外国人、さらに新幹線を利用し本県に来県しやすい首都圏在住外国人や首都圏居住者（日本人）に向けて、迅速にプロモーションを展開することにより、岩手県への誘客を促進し、観光消費額の増加を図るものである。

(2) 業務概要

- ・ 外国人向けメディア記事広告等
- ・ 外国人向けメディア動画広告等
- ・ 首都圏鉄道事業者等における交通広告

2 業務内容（仕様）

(1) 外国人向けメディア記事広告等

ターゲットの購読率が高いと考えられるオンライン媒体や、訪日外国人旅行者向けメディア、もしくは、同程度の効果が期待できるオンライン媒体等において、記事広告1本以上を公開すること。

ア 記事広告制作にあたり、記事ライターも含めて現地取材を行うこと。

イ 主なターゲットは、米国を中心とした欧米豪市場の、日本のゴールデンルート以外の観光に関心を持つFIT層や旅慣れたリピーター層とし、これらに訴求する内容とすること。具体的には、盛岡を中心に、県内の周遊も含めた3日程度の旅程を想定し、岩手でしか体験できないような魅力をアピールする内容とすること。

ウ 言語は英語とし、別途、日本語訳を提供すること。

エ 1記事あたり、1,000単語以上の内容とすること。写真素材等は、受注者が手配すること。写真素材等については、委託契約期間後においても協議会が使用できるよう受託者において調整を行うこと。

オ 記事広告のインプレッションにつなげるため、必要に応じてバナー広告等を実施すること。

カ 掲載時期は、夏休みシーズンの誘客につなげるために効果的なタイミングとすること。

(2) 外国人向けメディア動画広告等

上記(1)と連動する形式で10分～13分程度の動画1本を制作し公開すること。ただし、同等以上の効果が期待できると考えられる場合は、インフルエンサーの招請及びSNS等での情報発信に代えて実施しても構わない。

ア 動画制作等に当たっては、現地取材を行うこと。

イ 主なターゲットは、米国を中心とした欧米豪市場の、日本のゴールデンルート以外の観光に関心を持つFIT層や旅慣れたリピーター層とし、これらに訴求する内容とすること。具体的には、盛岡を中心に、県内の周遊も含めた3日程度の旅程を想定し、岩手でしか体験できないような魅力をアピールする内容とすること。

ウ 言語は英語とし、字幕、ナレーション等を含めた英語台本及び日本語訳を提供すること。

エ 制作した動画は、効果的と考えられる動画配信サイトで公開すること。

オ 掲載時期は、夏休みシーズンの誘客につなげるために効果的なタイミングとすること。

カ 制作した動画については、委託契約期間後においても協議会使用できるよう受託者において調整を行うこと。

(3) 首都圏鉄道事業者等における交通広告

都内を中心に、鉄道事業者等において交通広告を行うこと。なお、動画広告の制作を含むこと。

ア 広告媒体は、Tokyo Metro Visionもしくは、同程度の効果が期待できる車内のデジタルメディアとし、15秒程度の動画広告とすること。

イ 主なターゲットは、欧米豪出身者を中心とした首都圏在住外国人及び首都圏居住者（日本人）のFIT層とし、ニューヨーク・タイムズ紙「2023年に行くべき52か所」選定を踏まえ、岩手への関心を惹起するような内容とすること。

ウ 実施期間は、夏休みシーズンの誘客につなげるため、5月～6月のうち1週間程度とすること。

(4) 報告書の制作

事業完了時に事業実施内容及びその効果を定量的に評価し、報告すること。

(5) その他

各広告の公開に当たり、不具合等が生じた場合には、受託者の負担により速やかに修正すること。

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書

6部（正本1部、副本5部）

ウ 費用積算内訳書

6部（正本1部、副本5部）

(2) 企画提案書の作成について

参加者は、「1 業務の概要」を踏まえ、「2 業務内容（仕様）」に沿った内容で、以下の項目を含む企画提案書を作成すること。

企画提案書はA4の用紙に記載し、表紙及び目次を含め概ね20枚以内とする。文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

- ア 企画実施のコンセプト・全体イメージ
- イ 具体的実施方法
動画広告及び記事広告の原案を各1本提案すること。
- ウ 業務実施全体スケジュール
- エ 業務実施体制（任意様式）

(3) 費用積算内訳書の作成について

- ア 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。
- イ 費用積算内訳書は、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

(4) その他留意事項

- ア 提案は、全て企画提案書に記載すること。
- イ 参加者は、複数の提案を行なうことはできないものとする。
- ウ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- エ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- オ 企画提案書はA4版とすること。なお、縦・横の指定はしないものとする。

(6) 主要的な審査項目、審査観点及び配点について

- ア 露出効果
米国を中心とした外国人に岩手の露出を高め、誘客につながる提案となっているか。
- イ 動画の制作・配信
 - ・ 主なターゲット（訪日外国人、首都圏在住外国人）に訴求できる動画イメージとなっているか。
 - ・ 動画の制作の技術レベルは適切か。
- ウ プロモーションの展開（自由提案）
 - ・ 事業実施効果を最大化するために適切な展開手法が提案されているか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を協議会に対して文書で報告しなければならない。
- ウ 再委託先との調整は、原則受託者において行うこととする。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 協議会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 協議会は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に協議会に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から協議会に移転することとするが、その詳細については、協議会及び受託者で協議の上、定める。

また、この業務において取得した備品（岩手県物品管理（昭和42年3月28日規則第18号）第6条に定める備品）については、業務終了後、協議会に帰属する。

(4) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

ア 受託者は、協議会に対し、動画及び記事等の内容等が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

イ 受託者は、協議会に対し、動画及び記事等の内容等が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。万一、動画及び記事等の内容等に関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、協議会に対して、一切の迷惑をかけないものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(7) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から5年間保存すること。

(8) 委託金額の積算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額をすること。

(9) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに協議会と協議を行うもの。